

- 議 長 日程第1「一般質問」を行います。
- 昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第7号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。
- 4 番 南 雲 おはようございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。受付番号第7号、質問議員、第4番 南雲まさ子。件名、本町の介護予防対策の拡充について問う。
- 要旨、現行の松田町総合計画では、地域包括支援センターにおける相談機能等を充実させ、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント等を包括的に展開し、小さな町ならではの目のいき届くサービスの提供を進める必要があり、また、介護を必要としない高齢者の割合を平成26年度85.8%から平成30年度目標89%とすると掲げられています。
- (1) この目標に向けての各種事業は、どの程度の成果が得られているのでしょうか。また、目標達成は可能でしょうか。
- (2) 今後、新たな介護予防対策の事業を加えて拡充することも必要であると思いますが、町の考えを伺います。
- 町 長 皆様、おはようございます。本日も終日よろしくお願いたします。それでは、南雲議員からの御質問につきまして、順次お答えをさせていただきたいと思えます。
- 「元気あふれ心かよう 長寿を喜ぶまち」を目指して、町では根拠法令等に基づき、松田町総合計画と整合性を持たせて、平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、現在初年度の事業遂行に当たっておるところでございます。介護保険法の改正により、地域支援事業のうち、従来の介護予防事業と任意の事業の一部を平成27年4月から介護予防・日常生活支援総合事業といたしまして取り組んでいるところでございます。今年度は「お休み処新松田」として常設の地域サロンを創設し、高齢者を初めとした地域住民の居場所づくりを手がけ、サロン活動を支援するボランティアの方々に対しまして介護支援ボランティアポイント制度を創設するなど、事業を進めているところでございます。
- それでは、1つ目の御質問にお答えをさせていただきます。御質問の目標と

は、新まちづくりアクションプログラムにおける社会保障の基本目標指標としているものでございますが、この指標は、松田町第5次総合計画の前期アクションプランとの整合性を持たせているものでございます。平成26年度の指標としているものは、前期アクションプランの介護・支援を必要としない高齢者の割合を踏襲したものとなっており、いわゆる要介護・要支援認定を受けていない高齢者の割合としております。松田町の平成27年2月28日現在の要介護・要支援認定率は14.2%であり、当時の国の17.9%、神奈川県16.1%と比較してもかなり低い割合となっております。また、介護を必要としない高齢者の割合に限った場合でございますが、要支援認定者を除くと88.6%という値になります。この値を平成30年度には目標としている89%に少しでも近づけるために、町といたしまして、高齢者の皆様方の健康づくり・介護予防に取り組んでおるところでございます。なお、平成28年1月31日現在の要介護・要支援認定率は14.2%で、現状維持、基本目標指標の根拠とする要介護認定率は12%でございます。介護を必要としない高齢者の割合は88.0%となっておりますが、途中経過の報告をさせていただき、この基本目標指標の達成に向けて、町といたしましても引き続き介護予防等に傾注してまいりたいというふうに考えております。

次に、2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。町として取り組む介護予防事業は、国が平成18年度に地域支援事業を創設する2年ほど前から準備を進め、既に10年余を経過しているところでございます。介護予防事業一般高齢者施策の介護予防普及啓発事業としても取り組んできた介護予防教室は、火曜体操を初め多くの方々に参加される事業に育ちました。介護予防普及啓発事業は、運動強度別の教室として複数開催しているところでもあります。体力に合わせて継続参加されている方々も多く見られ、積極的な健康づくり・介護予防につながっております。火曜体操会には、従来の転倒・骨折予防のための運動メニューに加えて、来年度は新しく認知症予防のためのコグニサイズも取り入れてまいります。また、今年度は、介護予防事業特定高齢者施策で取り組んできた呼吸法機能訓練の10年の経過を取りまとめ、神奈川県地域保健師研究発表会において担当保健師が発表いたしました。

一病息災と申しましょうか、体調不安を抱えていらっしゃる高齢者であっても、生活機能低下を起こさないためには、身体に過剰な負担をかけない範囲での定期的な運動の継続と、身体機能評価をあわせて行っていくことに対する考察を行い、前期高齢者の時期から早めに定期的な運動に参加し、継続する。後期高齢者の時期からは、短期集中であっても運動に参加することが機能維持につながるという知見を得ていただき、町といたしましても呼吸法機能訓練を短期集中予防サービスに移行させ、根拠に基づいた事業展開を行っているところでございます。

今回の介護保険法の改正において重要なことは、住みなれた地域で生活を支える地域包括ケアシステムの構築ということですが、それは本町における介護・福祉施策等を推進する上での基本的な理念に通じるものでございます。全ての町民が、高齢になり介護が必要になっても安心して過ごすことができ、また、高齢者一人ひとりがみずからの意思で老後の生活スタイルを選択、判断できるよう、それぞれが誇りを持って自分らしく生きることができる社会を目指すために、さまざまな観点から施策を講じております。また、高齢者が生きがいを持ち、健康で活躍できる地域の実現、高齢者が明るく安心して暮らせる地域の実現に取り組み、高齢者が今後も健やかに住みなれた地域で自立して生活していくためには、要支援・要介護状態となることを防ぐことが重要であることは言うまでもありません。

南雲議員の御提案は、新たな介護予防対策の事業を加えて拡充することも必要であろうかということをいただき、感謝もしております。町では、地域の方々にさらに御参加をいただけるよう、介護予防啓発を兼ねた一般介護予防事業5事業を初め、既に多様な介護予防事業を手がけておるところでございます。その一つに、地域介護予防活動支援事業として、出前型介護予防事業、介護予防サポーター養成・育成事業がございます。地域包括支援センターのマンパワーの不足により、既に手がけている事業を体系的に機能させることができていない状況が推測できることから、今後は事業を地域での介護予防に資する活動に十分に結びつけていく必要があるというふうに考えております。

なお、子育て健康課健康づくり係の所管になりますが、このたび「まつだ健

康体操」がつくられました。3月の「広報まつだ」にも掲載され、地域の方々にも広く周知していただけるよう取り組んでまいります。火曜体操会においてもこのまつだ健康体操と同じ、童謡「ふじの山」のメロディーに合わせたオリジナル体操が取り入れられておりますが、皆様がなじみのメロディーに乗って、健康づくりの観点から、地域における健康づくり普及員の活動といたしましてまつだ健康体操が広がっていくことを期待するところでございます。今月3月13日に開催される「ふくしあったかフェスタ」のステージでも披露されますので、健康福祉センターへ御来場いただき、ぜひ皆さんと一緒に体を動かしていただきたいと思っております。

町といたしまして、地域単位の活動に対して、出前型介護予防事業等により出前講座の外部講師派遣や保健師等の町職員が参加するほか、町民の皆様が介護予防サポーター等として事業に参加されるなど、地域での自主的な健康づくり・介護予防実践につながるよう、より配慮をしてまいりたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方にも地域からの御支援、御協力をお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。

4 番 南 雲 今、平成26年度から平成30年度までの目標が掲げられて、ちょっと270人という人数を、要介護を必要とない、介護を必要としない年齢の高齢者の人数が270人ふやさなくてはいけないという、2,922人から3,262人にするという計算になるんですけども、やはり270人ってかなりの人数だと思うんですね。それで、それをまた目標と掲げていくということもまた励みになると思うんですね。それで、その活動としてどんなことをしたらいいんだろうというふうに、この介護の、これからの高齢社会になっていく中で介護を必要とされないというのは本当に大きな課題になっていくと思うんですけども、ある町民の方から体操をやらなくてはいけないとは思っているんだけど、文化センターまではちょっと遠くて通えないって言われたことがあったんですね。それで、地域の地域集会所で認知症予防教室が行われたときに参加させていただいたんですけども、参加者は何か43名も来られて、本当に私はちょっと驚いたんですけど、地域の施設で行うとこんなにたくさんの方が参加ができるんだということで、ぜひ町民文化一本でやる体操も大事なんですけれども、地域のほうで何

とかやっていけないかなというふうに考えたんですね。

大阪の島本町で「いきいき百歳体操」という体操を行っているんですけれども、やはりすごい最初苦労されて立ち上げたという、きのうちちょっとお話を伺って、すごい若い保健師さんだったんですけれども、とにかくこの体操は、アンケートをとった結果、358人の方の御回答を得た中で、よい変化があったというところの部分での御回答をいただいたところで、椅子からの立ち上がりが93人、階段の上りおりが64人、膝の痛みが56人、布団からの起き上がりが45人、腰の痛みが39人、室内の歩行が28人、屋内の歩行が15分ぐらいで25人で、肩の痛みが22人ということで、それでこの1週間に一度ほとんどの方が、90%の方が参加されているということで、やはり無理のない形で体操であるにもかかわらず、こういうふうにすごい変化があったという結果が得られたということで、私も、それを行うに当たっての保健師さんのね、大変な御苦労もあったと思うんですけれども、高齢化が進んでこれだけのね、よい変化が得られる体操をね、やっていくということで、また町のほうでも、今お伺いしたところ、すごくすばらしいね、結果が得られて、こちらの体操のほうもぜひね、進めていっていただきたいと思うんですけれども、ただ、各地域でやることになった場合は可能かどうかをお伺いさせていただきたいと思います。

福 社 課 長 御意見ありがとうございます。町のほうでも介護予防事業のほうはるる進めておりますけれども、社会福祉協議会と一緒にっております小地域福祉活動において、地域の茶の間というところで、その部分で介護予防の体操を取り入れたりして動いていただいていることは確かでございます。その開催頻度が例えば月に1回とか月に一、二回というところが大半でございます。そこで体操を行っていくということはなかなか難しいんじゃないかなと思います。また、地域の茶の間のほうで行われていることは、どちらかという地域の皆様の顔つなぎ、何かあったときのために、きょうは来られてないけれど、あの方はお元気かなというような部分の見守り活動の一環として社協のほうはまず推進しているものでございますので、そこが体操に置きかわるわけにはいかないというふうに思っております。

先ほど町長のほうでお話しをいただいたのは、火曜体操会ということでござ

いますが、筋力向上トレーニング事業ということと同時に進めております。そちらのほうは地域のほうで展開しておりまして、町屋地域、店屋場地域、あと寄の1カ所でOB会活動として、そちらは週に1回ずつ行っているものがございます。ただ、運動強度が強いものでございますので、なかなかその高齢になられて動きが少しずつ俊敏な動きが伴わなくなってきた方々についてはつらいものがあるかと思っておりますので、どちらかというとい火曜体操会レベルの部分のところを広く広めていきたいというふうには思います。

ただ、今、地域のほうで保健師が張りついて何かをするということは、なかなか今、人材的な部分の人数的には難しいところがございますので、子育て健康課のほうで、ここで「まつだ健康体操」というものを開発されましたので、そちらのほうで、地域には健康づくり普及員さんという方が1人ずつおられます。そういう方々を中心に地域での活動につながっていけばいいかなというふうに思っております。

あと、また町長のほうの回答で、介護予防サポーターということをお話しさせていただきました。町のほうでもこの介護予防事業を地域で展開していくために、住民の皆様がリーダー格になって進めていただきたいという思いがございます。そちらのほうの育成に努めております。ただ、コーディネーター的な、インストラクター的な先生がいるところで一緒に何かをやるというところは非常に得意とするところなんですけれども、1人になってその地域で一緒に住民の皆さんを引っ張ってやっていくというところまでまだつながっていないところがございます。そちらのほうをきちんと、月に1回でも2回でもやれるような形の体制に機能的なものをつなげていきたいというふうに思っているところがございます。なかなか一朝一夕にはつながらないものではございますけれども、努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

4 番 南 雲 やはり270人ふやすという、やはり体操、すごく大事なことで、やっぱり1週間に1回ぐらいの頻度でやらないと、ちょっと健康につながる体操に持つていくには厳しいかなという私は感じを受けているんですけども、島本町の場合は、最初保健師さんが各自治会のところとか老人会のところと一緒にいかれて、それでそのときにそういうすばらしい体操の御説明をされて、それでそ

ここで一緒にやって、それで口コミでどんどん広がって、すごい広がっていったということをお伺いしたんですけれども。でも、すごい体操に限らずこの間の茶の間会が18会場になったということでは素晴らしい、まずはこういうことをされているということはね、本当に素晴らしいので、これを何かリンクさせてつなげていけたらいいなという私の理想なんですけれども、ありがとうございます。

それから、あと、介護予防とともに認知症対策も欠かせないものと思われるんですけれども、町としての対策はどのようにされているかをお伺いします。

福祉課長 ただいまの南雲議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思っております。こちらのほうは、包括的支援事業のほうの枠組みに今切りかわっております、認知症地域支援員を地域包括支援センターのほうに1人今配置しております。また、初期集中支援チームという部分のところ、その認知症が始まりかけた方について、集中的に少しケアしないといけないような場合については、チーム対応するという形の部分で、そちらのほうにも研修に2名出しまして、今チーム体制を整えているところでございます。そのほか、民生委員さんたちの見守りもございますので、地域でちょっとお困りの方についてはそちらで情報が入ってきて、地域包括支援センターの職員のほうがそちらのほうに対応させていただいているような状況でございます。何分地域において、認知症があったとしても普通の生活ができるような町になればいいかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番南雲 新オレンジプランの中に、小学校・中学校で認知症サポーター養成講座を行うようにとありますけれども、今、やはり核家族の御家庭が多くなって、やはり御高齢の方と同居してないお子さんが多い中で、認知症のことを学ぶことで認知症の方の理解が深まると思うんですね。きのうちょうど裁判がありましたけれども、91歳の方が踏切事故で亡くなって、85歳の奥様に賠償責任があるかということで、きのう、ないということで、ちょうど判決がありましたけれども、やはり小さいころからそういう認知症に対しての認識があるかないとではやはり全然違ってくると思うんですけれども、そのことに関しての取り組みをお伺いしたいと思います。

福祉課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。町のほうでも認知症

サポーターというものを養成しておりますが、ただ、その、残念ながら、その小学生であるとか中学生であるとかをまだ、活動を広げていることはまだやっております。また、教育委員会のほうに御協力をいただきながら進めていかなければならないことだというふうに思っております。

今、認知症サポーターということで養成していますのは、一般の地域住民の方に対しまして、認知症について正しく理解をして、偏見を持たずに認知症の人や家族を温かく見守る応援隊となるというところがございます。皆様の中にもそういったオレンジリングのほうをお持ちになられて、そういう知識をお持ちになられている方もおられるかと思えます。そうした活動のほうを、例えば学校教育のほうとリンクしながら、例えば学校のPTAの部分でお子さんと一緒になって参加していただきながらやれるといいなというふうに思っています。何分これにつきましては、教育委員会の御協力が大切になります。先日、石内議員がおっしゃられていた種まきという部分のところにもつながってくるかと思えますので、その辺は協力しながらやってまいりたいと思えます。以上でございます。

4 番 南 雲      あと、私も認知症サポーター養成講座を受けたんですけども、1回受けただけではちょっともうすぐ忘れちゃう部分が多くて、やはりどのくらいの頻度で行っていらっしゃるかをお聞きしたいと思います。

福 祉 課 長      御要望がございましたらいつでも職員を向かわせます。ただし、お1人の方に対してお話しするのはなかなか時間がとれませんので、何人かお集まりいただきましたら、そこはぜひこちらのほうで講師を派遣いたしますので、御要望いただきたいと思います。

4 番 南 雲      町のほうで1年にどのぐらいやっていますか。

福 祉 課 長      定期的にはやっておりませんで、地域からの御要望があるとか、今年度大きなものでは、老人クラブ連合会さんのほうから御要望がありまして、認知症地域支援員の、看護師職なんですけど、その者が3町の老人クラブの方に対して講演をいたしております。でも、そういう部分のところはかなり細かいお話のところも差し上げることはできるようになっておりますので、御要望いただければ幸いです。



4 番 南 雲 介護の現場の方にお話を伺いに行っただけですけれども、介護予防に何が大切かとお聞きしたところ、やはり足と口が大事ということでおっしゃってました。口腔ケアはとても大事なことで、また御高齢者の方はね、歯がなくなると何か口腔ケアにとっても関心がなくなってしまうということなんですけれども、唾液を出すことの運動やあごや喉の筋肉の強化の運動はとても大事で、お食事ってやっぱり見た目が大事で、食べ物をこういうふうに刻まれて出されたらちょっと余りいい気持ちがないと思うんですけれども、やっぱり御自分の、入れ歯になっても御自分でかんで食べれる筋肉の強化という部分でも、また唾液というのはすごく大事で、唾液がなくなると誤嚥を起こして肺炎を起こしてしまうということで、やっぱりそういう意味でも口腔ケアのこともすごくやってほしいなという思いがあるんですけれども、今、町としてやはりどの程度の口腔ケアのお教室をやっているのか、お伺いしたいと思います。

福 祉 課 長 口腔ケアのことについてですけれども、平成18年度からもう早々に歯科医師会と、あと歯科衛生士会とリンクして取り組んでいるところでございます。実際のところ、お元気な方がその唾液を出すための体操をするというところにつきましては、当時の生きがいデイサービスのほうでも取り入れさせていただきました、その当時から既に取り組んでいるものでございます。実際のところ、特定高齢者という方を対象にしなければいけないメニューとなりますので、そちらのほうでまず今考えているところでございます。今、一般的なところの部分では、高齢者の食生活改善指導という形の部分のところもあわせて、健口教室、健康の健に口と書いた部分で、健口教室というものを年に1回1コース開かせていただいております。なかなか、入れ歯になられますと、皆様、食べられるうちは余り関心がないんです。どちらかという歯周病の予防であったり、歯が抜け落ちる前の予防であったり、その唾液腺のマッサージであるとかというところは広めていかなければならない部分だとは思っております。せめてやっぱりお口からおいしく食べていただくことが健康維持には肝要だと思っておりますので、そのところについても気にしながら努めてまいりたいと思います。以上でございます。

4 番 南 雲 当町は、ふれあい相談員さんと町と社協との御協力によって、18カ所ものと

ころで地域の茶の間の活動が行われているということを伺って、本当にすばらしいなと思います。この貴重な場に介護予防対策の普及・啓発を加えられていたらいいかなという私の希望でございます。以上で終わらせていただきます。

議

長 以上で、受付番号第7号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。